

4. 報告（4）

船橋市感染症の予防のための 施策の実施に関する計画 (船橋市感染症予防計画)について

健康危機対策課

船橋市感染症予防計画策定の 経緯について

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和4年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が成立した。

この改正により、従前は都道府県のみが定めていた感染症の予防計画について、保健所設置市においても都道府県の計画に即して策定することが初めて義務付けられた。

（令和6年4月1日施行）

新型コロナウイルス感染症対応における 課題と対応の方向性（国）①

■コロナ対応における課題（国有識者会議報告書抜粋）

- ・保健所の日常業務の増加・ICT化の遅れ→有事対応の余力不足
- ・保健所業務の優先順位、医療機関、消防機関との役割分担・協力関係が不明確
→感染拡大のたびに保健所業務がひっ迫
- ・業務の見直し・委託化について、適切に取り組まれなかつた地域もあつた
例) 業務負荷の低減
 - かかりつけ医等への検査や健康観察の委託、検体搬送の簡素化
 - 陽性者の移送についての救急搬送機関との連携
 - 事務の外部委託や都道府県での一元化
→保健所業務のひっ迫が解消しない地域があつた
- ・感染症を対象とした健康危機に関する実践的な訓練不足
→他部署や外部からの応援の受入が円滑に進まなかつた
- ・感染拡大とともに保健所の業務負荷が発生
→積極的疫学調査、情報収集・管理が十分に実施できない地域があつた

新型コロナウイルス感染症対応における 課題と対応の方向性（国）②

■対応の方向性（国有識者会議報告書抜粋）

- ・平時・緊急時における保健所の役割・機能の見直し
- ・保健所と医療機関、消防機関等が協働して対応する仕組みづくり
- ・保健所のICTツールの徹底的な活用
- ・他部署や外部委託でも保健所業務を実施できる体制づくり

■国コロナ対策本部決定

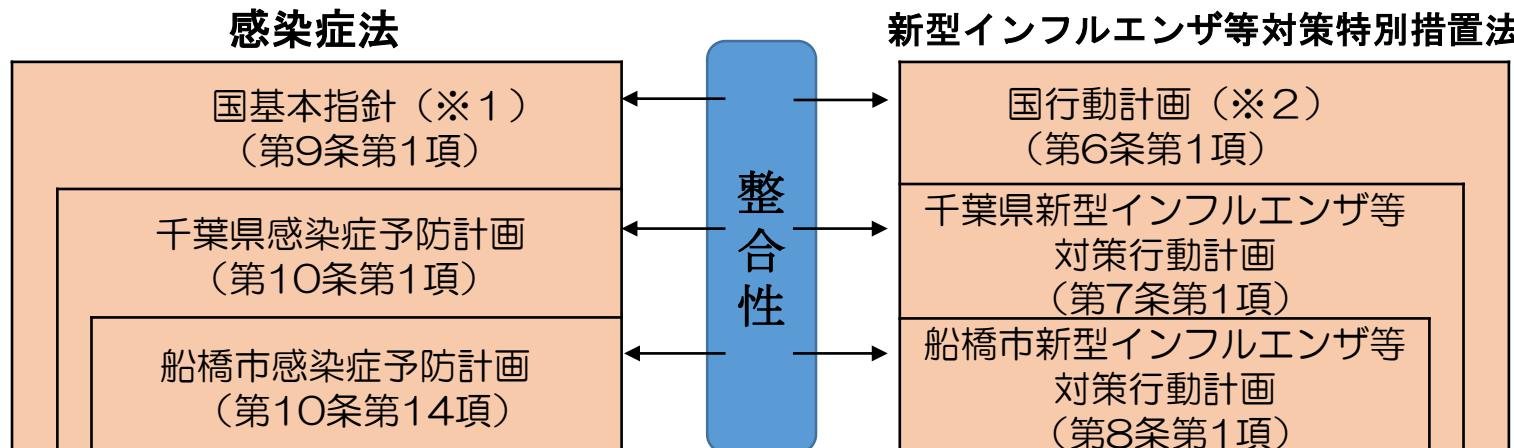
平時から計画的な準備、保健所の応援派遣の仕組み（IHEAT）の強化などによる保健所機能の強化

＜具体的な事項＞

- ・繁忙時の全庁応援体制を含め、計画的な保健所の体制準備
- ・外部保健師等を円滑に応援派遣する仕組み（IHEAT）の整備

計画の位置づけ

保健所設置市における感染症予防計画は、下記の通り国基本指針や県予防計画に即して作成するとともに、新型インフルエンザ等対策行動計画と整合性を図り、作成するものとなっている。



※1 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針

※2 新型インフルエンザ等対策政府行動計画

〈参考〉感染症法第10条（予防計画）第14項（令和6年4月1日施行）

保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。

予防計画と健康危機対処計画の関連

【予防計画】

- ・根拠法令
感染症法

・概要

都道府県・保健所設置市において策定する感染症の予防の総合的な推進を図るために策定する基本的な計画であり、感染症対策の方向性を示すもの

・記載事項

- ・予防及びまん延防止
- ・情報の収集、調査及び研究
- ・検査の実施体制及び検査能力の向上
- ・移送体制の確保
- ・宿泊施設の確保
- ・外出自粛対象者の療養生活等の環境整備
- ・人権の尊重
- ・人材の養成及び資質の向上
- ・保健所の体制強化
- ・緊急時における対応
- ・目標に関する事項

感染症対策における基本的な事項を示すもの

【健康危機対処計画（感染症編）】

・根拠法令

地域保健対策の推進に関する基本的な指針（地域保健法第4条に基づく告示）

・概要

各保健所及び各地方衛生研究所で平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めることや予防計画の実行性を担保するために作成するもの

・記載事項

- ・業務量・人員数の想定
- ・組織体制
- ・業務体制
- ・関係機関等との連携
- ・情報管理リスクコミュニケーション

入院調整の方法
医療人材の確保
保健所体制・
検査体制や方針
情報共有のあり方等
を日頃から議論する
など

【留意点】

※既存の手引書やマニュアルを改訂し健康危機対処計画とすることも可能

予防計画と整合性を図りつつ実効性を担保するため詳細な計画を記載するもの

本市予防計画の構成

序章（計画策定の趣旨、位置づけ等）

第1 感染症の予防の推進の
基本的な方向

第2 感染症の発生の予防のための
施策に関する事項

第3 感染症のまん延の防止のための
施策に関する事項

第4 感染症及び病原体等に関する
情報の収集、調査及び研究に
関する事項（※任意）

第5 病原体等の検査の実施体制及び
検査能力の向上に関する事項

第6 感染症に係る医療を提供する体制
の確保に関する事項（※）

第7 感染症の患者の移送のための体制
の確保に関する事項

第8 宿泊施設等の確保等に関する事項
（※任意）

第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛
対象者又は新感染症外出自粛
対象者の療養生活の環境整備に
関する事項

第10 感染症の予防又はまん延防止のた
めの総合調整及び指示の方針に
関する事項（※）

第11 感染症の予防に関する人材の養成
及び資質の向上に関する事項

第12 保健所体制の強化に関する
事項

第13 感染症に関する啓発、知識の
普及と患者等の人権の尊重に
関する事項（※任意）

第14 緊急時における対応

第15 その他感染症の予防の推進に
関する重要事項

数値目標及び千葉県感染症予防
計画の第6、第10を巻末に記載

※保健所設置市においては、第4・第8・第13については任意項目、第6・第10については記載不要の項目となっているが、船橋市では任意項目については記載を行い、記載不要の項目については巻末に千葉県感染症予防計画の該当部分を抜粋するものとしている。（都道府県においては必須項目となっている。）

本市予防計画のポイント①

- 事前対応型行政の構築

(例) 感染症対策は、国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに国民及び医師等医療関係者への公表を適切に実施するための体制の整備、基本指針、予防計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政として取り組んでいくことが重要である。

- 平時からの備え（関係機関との連携強化・研修の実施）

(例) 新興感染症が発生した際に、速やかに外来診療、入院、自宅療養者等への医療等が提供できるよう、千葉県医療審議会や連携協議会等を活用し、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行うことが重要である。

(例) 感染症対策を実施するにあたっては、感染症対策部門等と施設所管部門が連携し、平時から高齢者施設等における感染対策に係る研修等を実施する。

※(例)については予防計画本文より抜粋

本市予防計画のポイント②

- 緊急時における対応

(例) 基本的には、市は県の医療提供体制に協力しながら施策を講じていくが、より緊急的な対応が必要となった場合に県の体制に加えて、新型コロナウィルス感染症の対応を参考に迅速に必要な施策を実施する。当該施策の実施の時期や内容については、平時から県や市医師会等の関係団体と協議し合意形成を図っておく。

- 数値目標の設定

予防計画の実効性を担保するため数値目標を設定する。

船橋市においては

①検査能力・検査機器の確保数、②職員の研修・訓練回数

③流行開始から1か月間において想定される業務量に対応できる人員確保数といった項目について、予防計画上目標値を掲げている。

※(例)については予防計画本文より抜粋

本市予防計画策定の進め方①

感染症法第10条第6項の規定により「千葉県感染症対策連携協議会」に諮るとともに、市においても策定に係る会議体を設置し、予防計画の内容を精査し、作成を行っている。

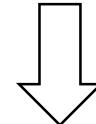
千葉県が設置する会議体

※船橋市は保健所設置市として両会議体に参加

千葉県感染症対策連携協議会

第1回 令和5年 8月 8日開催

第2回 令和5年12月26日開催



予防計画策定部会

(千葉県感染症対策連携協議会下部組織)

- ・入院体制 (11/6開催)
- ・自宅・宿泊療養の体制 (11/7開催)
- ・高齢者施設等の感染症対策体制 (11/8開催)
の3部構成

本市予防計画策定の進め方②

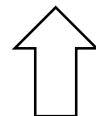
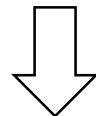
＜船橋市が設置した会議体＞

船橋市が設置
する会議体

船橋市感染症対策 連携会議

市予防計画の策定
進捗確認

第1回 令和5年 9月 8日開催
第2回 令和5年11月10日開催



船橋市感染症対策連携会議 地域医療専門部会 (医療分野の専門家等)

医療分野の専門的な助言

第1回 令和5年 9月29日開催
第2回 令和5年11月17日開催

船橋市感染症対策 庁内連携委員会

庁内の対応に係る調整

第1回 令和5年8月7日開催
計画への意見照会(1回目)令和5年10月17日
計画への意見照会(2回目)令和5年12月8日

策定スケジュール

＜今後の予定＞

- ・市パブリック・コメント実施（令和6年1月15日～2月14日）
- ・第3回千葉県感染症対策連携協議会
※書面開催予定（令和6年2月下旬）
- ・第3回船橋市感染症対策連携会議（令和6年3月中旬）
- ・船橋市感染症予防計画施行（令和6年4月1日）

船橋市健康危機対処計画 (感染症編) について

- 保健所版
- 地方衛生研究所版

健康危機対処計画策定の背景

新型コロナウイルス感染症対応における課題を踏まえ、令和4年12月に、感染症法及び地域保健法が改正された。

この法改正を踏まえて、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が改正され、保健所及び地方衛生研究所等は、それぞれ平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めることや予防計画の実行性を担保するため、「健康危機対処計画」を策定することとされた。

※新型コロナウイルス感染症対応における課題は、2~3ページ参照

※健康危機対処計画（感染症編）については、予防計画の策定に合わせて、令和5年度中に策定する予定（令和5年6月29日国説明会にて）。

※予防計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、保健所業務継続計画（BCP）との整合性を図ることが必要。

健康危機管理とは

感染症、食中毒、医薬品、飲料水、毒物劇物、その他何らかの原因により生じる不特定多数の市民の生命、健康を脅かす事態やその可能性のある事態に対して行われる情報収集、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務をいう。

※船橋市健康危機管理基本指針より

健康危機対処計画の位置づけ

地域における健康危機管理に関する保健所・地衛研の計画の整備

「保健所における健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドラインに関する説明会」資料（R5.6.29）

健康危機管理				
	感染症		自然災害等	
	新型インフルエンザ等特措法	感染症法	地域保健法	
国	政府行動計画	感染症法基本指針	地域保健基本指針	
		予防計画策定ガイドライン	地域健康危機管理ガイドライン	
			健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドライン	
都道府県	行動計画	予防計画		（手引書）
保健所設置市	行動計画	予防計画	国の考え方等を踏まえ作成 フォローアップ等	（手引書）
一般市町村	行動計画	予防計画と整合性を踏まえながら作成		（手引書）
保健所	マニュアル		健康危機対処計画 手引書（マニュアル）	
地方衛生研究所			健康危機対処計画 マニュアル	

※健康危機対処計画は、既存の手引書やマニュアルの改定でもよい。

本市では、健康危機管理のうち感染症分野について、保健所と地方衛生研究所として、それぞれの策定ガイドラインに基づき策定する。

保健所における健康危機対処計画（感染症編） 策定ガイドラインの概要①

1 基本的な考え方

- 流行開始から初期の段階で、保健所を支援する人員を最大限確保
- 人員確保と並行して、外部委託や一元化等の業務効率化を進めていく
- まずは新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に取り組む
(想定外の事態も十分念頭に置くこと)

2 平時における準備

(1)業務量・人員数の想定

業務効率化の検討、人材確保・育成計画

(2)組織体制

指揮命令系統等の明確化、人員リストの作成等

(3)業務体制

相談対応、医療・検査体制、積極的疫学調査、健康観察、移送、入院・入所調整

(4)関係機関等との連携

「顔の見える関係」構築

(5)情報管理・リスクコミュニケーション

ICTを活用した情報管理、電磁的方法による届け出、リスクコミュニケーションの手法の検討・トレーニング

保健所における健康危機対処計画（感染症編）

策定ガイドラインの概要②

3 感染状況に応じた取組、体制

4. 感染状況に応じた取組、体制	
組織体制	海外や国内で新たな感染症等が発生した時
業務体制	<p>Point</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 有事体制への切替に向けた準備の開始 ▶ 平時に関係機関と整理した連携体制の再確認 ▶ 関係機関との情報共有 ▶ 相談・検査調整等の業務の開始
関係機関等との連携	流行初期（発生の公表から1ヶ月間）
情報管理 ・リスクコミュニケーション	<p>Point</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 有事体制への迅速な移行（動員リストの発動、対策本部設置） ▶ 外部委託や一元化の手続きについて、準備が整ったものから順次進めていく
	流行初期以降
	感染が収まった時期

地方衛生研究所における健康危機対処計画（感染症編） 策定ガイドラインの概要①

1 平時における準備

広域的な感染症のまん延の際、民間検査体制が十分に整うまでの間の必要な検査を実施する役割を担っており、平時から計画的に以下の体制整備を図る

○有事を想定した地方衛生研究所の所内体制づくり

- ・指揮命令系統の構築検討
- ・地方衛生研究所長の有事の役割整理(所長不在の場合、所長に代わる者の検討)
- ・有事体制への移行 等

○関係機関との連携

都道府県等本庁、国立感染症研究所等の国立試験研究機関等、民間検査機関等

○人材の確保・育成

平時からの計画的な人員配置、実践型訓練、国立試験研究機関等の研修への参加

地方衛生研究所における健康危機対処計画（感染症編） 策定ガイドラインの概要②

1 平時における準備

○検査実施体制の確保

ポイント：予防計画で定める数値目標との整合性を取り以下を整備

- ・検査人員体制の確保
- ・検査マニュアル等の整備、検査機器等の整備
- ・検査試薬等の備蓄、検体搬送の仕組みの整備

○情報収集と提供

- ・国立感染症研究所や本庁、保健所等の関係機関と協力し、情報ネットワークを構築
- ・感染症事例発生時の情報収集、分析及びリスク評価を行う情報系専門人材育成

○調査研究の推進

- ・地方衛生研究所等や国立感染症研究所等のネットワークを活用し、病原体の研究や疫学研究を平時から推進。

地方衛生研究所における健康危機対処計画（感染症編） 策定ガイドラインの概要③

2 発生段階に応じた対応

		海外や国内で 新たな感染症等 が発生した時	流行初期（発生 の公表から1ヶ月 間）	流行初期以降	感染が収まった 時期
本部	関係機関		<ul style="list-style-type: none">・本庁の専門家会議、対策本部会議へ参加・所内の対策本部会議を開催・有事体制へ切替	<ul style="list-style-type: none">・本庁の専門家会議、対策本部会議へ継続参加・所内の対策本部会議を継続開催	
		情報の把握に努め、有事体制の切替えに備える	<ul style="list-style-type: none">・本庁や保健所、医師会等の関係機関との連絡、情報共有を密にする	<ul style="list-style-type: none">・本庁や保健所、医師会等の関係機関との連絡、情報共有を密にする	
検査	対応		<ul style="list-style-type: none">・検査体制構築・国立感染症研究所からプライマー、試薬等を受け入れ、検査実施・物品等備蓄状況の管理、不足が無いよう適切に対応・検査結果を速やかに依頼のあった本庁、保健所へ報告	<ul style="list-style-type: none">・検査の継続実施とともに本庁と調整の上、民間検査機関等への委託実施・物品等備蓄状況の管理、調達先と密な連絡・ゲノム解析及び必要に応じて変異株スクリーニングを実施	情報収集の継続により、感染の再拡大、変異株の出現、若しくは新たな感染症の発生の早期探知に努める。
		情報	<ul style="list-style-type: none">・随時HPで情報を公開・関係機関へのタイムリーな情報提供・その他、検査体制の変更等があった場合、速やかに関係者へ連絡	<ul style="list-style-type: none">・随時HPで情報を公開・関係機関へのタイムリーな情報提供・その他、検査体制の変更等があった場合、速やかに関係者へ連絡	次の感染流行に備えるため、これまでの対策の評価を行うとともに、試薬、試料の調達等の準備を行う。また、縮小した業務等について再開する。
業務継続計画（BCP）			<ul style="list-style-type: none">・業務継続計画に沿った取組の開始	<ul style="list-style-type: none">・業務継続に沿った取組の実施・縮小する業務等について関係者へ周知・本庁や保健所と相互の業務確認	

地方衛生研究所における健康危機対処計画（感染症編） 策定ガイドラインの概要④

3 感染防御策、業務継続計画の作成

感染症に罹患する事態を想定し、発生した際の体制を構築

- ・感染症の基礎情報、最新情報収集、手指衛生、ワクチン接種等の感染防御策
- ・業務継続計画の作成（地方衛生研究所が受ける影響のシミュレーション）、業務量の推計

4 感染症危機発生後の対応

一連の対応を振り返り、課題の抽出、改善が必要な事項等を整理